

ベトナムの家族変動と高齢者扶養

—法的規定と高齢者サポートネットワークの動揺—

佐藤 宏子

I 研究の背景と目的

ベトナム社会主義共和国の人口は8,880万人(2011)、全人口の86%を占めるキン族と53の少数民族から構成され、仏教徒が80%を占める。ベトナムは1986年に導入されたドイモイ政策^①により計画経済から市場経済に移行し、経済の自由化が図られ、飛躍的な経済成長率を遂げている。このような経済活動の活発化を後押ししているのが豊富な若い労働力であり、ベトナムは2020年頃まで「人口ボーナス期」にある^②。しかし、急速なスピードで進展する出生率の低下、平均寿命の伸長によって、80年代までは5%未満で安定推移していた高齢化率は、2008年に7%を超え、2030年14.5%、2050年27.6%と徐々に上昇し、短期間のうちに高齢化が進展する。社会保険法は2007年、医療保険法は2009年に施行されたが、60歳以上高齢者^③のうち年金受給者は約17%、医療保険の被保険者は全国民の約60%にとどまっている。

本稿では、ベトナムにおける高齢者扶養の法的規定を明らかにした上で、虚弱化した高齢者が家族や親族からどのようなサポートを受けているか、急激な経済成長がもたらした都市化や産業化が高齢者扶養にどのような変化をもたらしているかについて考察する。

II ベトナムにおける「高齢者扶養」の法的規定

1. 「ベトナム婚姻家族法」における高齢者の扶養義務

2001年に「ベトナム社会主義共和国婚姻と家族法」(以下では「婚姻家族法」と略す)が施行された。「ベトナム家族法(2001年)」(笠原俊宏, 2007)によると、第2条「婚姻家族制度の基本原則」の第4項では、「父母は、それらの者の子を社会にとって有益な公民に育てなければならない。子は、その父母を尊敬し、世話し、かつ扶養しなければならない。孫は、その祖父母を尊敬し、世話し、かつ扶養しなければならない。家族構成員は、お互いを世話し、保護し、かつ、助けなければならない」と家族関係の基本原則を定め、「子はその父母を愛し、尊敬し、感謝の意および孝行を表し、その父母の正しい助言に留意し、その家庭の良い伝統および威信を守る義務を有する。子はその父母を世話し、かつ、扶養する義務及び権利を有する」(第35条)、「子は特にその父母が病気になるか、老衰するか、または障害者になるときは、その父母を世話し、また、扶養する義務および権利を有する」(第36条第2項)と、老親扶養が子どもの義務であることを繰り返し規定している。また、第50条では扶養義務が「父、母と子との間、兄弟姉妹の間、祖父母と孫の間、夫と妻の間に生じる」とし、「家庭が数人の子を有する場合には、子は共にその父母を世話し、また、扶養しなければならない」(第36条第2項)、「すでに父母と生活しない成年の子は、労働能力を有せず、かつ、自らを扶養する財産を有しないその父母を扶養しなければならない」(第57条)と定めている。すなわち、「婚姻家族法」では、子どもは性別、続柄、同居か別居か、父系か母系かに係わらず、老親を扶養する義務があることを繰り返し規定している。さらに、第47条では「孫はその父系および母系の祖父母を尊敬し、世話し、また扶養する義務を有する」とし、孫にも祖父母の扶養義務があることを定めている。

2. 「高齢者法」における高齢者扶養

2010年に施行された「高齢者法」では、第1章第5条において、国家の機関や組織は、高齢者の世話・役割發揮・正当な利益を保護する責任があると規定した上で、「高齢者を扶養する主たる責任は高齢者の家族にある」と定めている^④。そして、「すべての公民は高齢者を尊敬し、援助する責任がある」とし、高齢者を敬い、老親を扶養することはベトナム公民としての責任であると規定している。また、第2章の第10条では「高齢者扶養」を「衣食住、往来、健康、エンターテイメント、学習、交際についての高齢者の基本的欲求を保障するために援助すること」と定義し、扶養義務をもつ者を妻または夫、子ども、孫と規定している。そして、扶養義務をもつ者は、協力して高齢者の健康や心理状態に応じた住宅の手配、経済援助、病気になった時の世話や治療費の援助、亡くなった時の葬儀を行うと定め、高齢者扶養の具体的内容を示している。

また、「高齢者の義務」として「道徳的な品質、模範的な生き方を鍛え、若い世代が民族の美しい伝統を守り、発揮するよう教育する。高齢者は国の法律や党の方針に従って行動するとともに、家族や地域の人々が国の法律や党の方針に従って行動するように模範的な生き方を示す」、「後世に貴重な経験を伝授すること」と定めている。

以上から、「高齢者法」は高齢者を被扶養者と見なし、高齢者扶養の主たる責任は家族にあり、高齢者を敬い扶

養することはベトナム公民としての義務であると規定する一方で、高齢者は国家・社会の安定や発展に貢献する指導的存在としても位置づけられており、多くの社会的役割の発揮が期待されている。

Ⅲ ハノイ高齢者の調査研究の概要と調査対象者について

本調査はハノイ市郊外の在宅療養高齢者が、家族や親族から得ているサポートを明らかにした。対象者はハノイ心臓病院に通院し、ハノイ市街地から 20～50 km 圏内に住み、調査協力依頼に同意した 51 人である。2010 年 12 月～2011 年 1 月および 2011 年 3 月に対象者宅を訪問し、面接調査を実施した。

対象者は 60 代が約 6 割、男性が 7 割強、学歴は「高卒」以上が 45.0% である。全員が現役時代は有職者で、「公務員」（医師、教師を含む）と「国営企業の従業員」が 6 割弱を占めている。従って、強制社会保険の対象外である「農林水産業者」と「商工自営業者」は 2 割強である。また、対象者の 1 割強が在宅療養中の現在も有職者であり、ネットカフェ店、椅子・机レンタル店、携帯電話カード販売店（2 人）を営んでいる商工自営業者、魚の養殖業者がいる。対象者の生存子ども数最頻値は 4 人、生存子が 4 人以上の者は 6 割弱、平均きょうだい数は 5 人を超えている。また、世帯人員数は、5 人以上が 60.8%、3 世代・4 世代同居世帯が 64.7%、夫婦世帯は 19.6% である。従って、既婚子および未婚子との同居率は 76.5% で、『人口・住宅総合調査』（2009）の 62.6% を大きく上回っている。また、同居子は息子が 8 割強であるが、「長男」とは限らない。娘同居の 6 人については、全員に息子がいる。一方、最も近くに住む別居子の居住地は「隣接・近接」が最も多く、「同一敷地内」と「同一村内」を合わせると 82.3% に達する。また、子どもと別居する 12 人のうち 10 人は、別居子が「隣接・近接」または「同一村内」に居住している。

一方、年金・補助金の受給者は 72.5%、年金受給者は 54.9% である。男女別にみると、年金・補助金の受給者率は男性が 73.0%、女性が 71.4% で男女差は小さい。医療保険の未加入者は 1 人であり、ベトナム全国民に占める医療保険の被保険者の割合である約 6 割と比較すると、対象者の医療保険加入率は格段に高い。

Ⅳ. 在宅療養高齢者への家族・親族によるサポート

1. 経済援助、日常的な世話や介護、日常的交流の実態

対象者の 86.3% が子どもからの経済援助を受けている。年金・補助金の受給者についても 43.2% が子どもから「生活費」の援助を受けている。対象者は年金・補助金だけで生活費と医療費を賄うことは難しいため、病気療養中でも可能な限り仕事を続け、小額でも収入を得ようとする者が多い。しかし、病気が進行すると子どもの経済援助に頼らざるを得ないが、子どもからの経済援助を心苦しいと話す者はいない。対象者は子どもからの経済援助を「自然なこと」、「子どもは親に恩返しする義務がある」と考えている。

また、対象者の 9 割が「世話や介護の担当者」は「家族全員」と回答した。対象者の語る「家族」には、同居子家族、別居子と配偶者、孫と配偶者、きょうだいが含まれており、同居か別居か、性別、続柄、血縁を超えた広範囲の人々を内包している。対象者の 2 割強は「主たる介護の担当者」についても「家族全員」と答えた。「配偶者」と答えた 7 人は、「夫」が妻を介護している。

さらに、別居子のない者、別居子が海外居住の者を除く 48 人の対象者のうち、別居子と「ほとんど毎日」会う者が 8 割強と高率である。とくに、別居子が「同一敷地内」、「隣接・近接」、「同一村内」に居住する 42 人の対象者のうち 39 人が、別居子と「ほとんど毎日」会っている。また、別居子が対象者と一緒に仕事をしている事例、別居子が対象者の家で商売している事例、別居子が対象者の家の近くに勤めている事例は、別居子が頻繁に対象者宅を訪れ、食事を共にしている。以上から、「婚姻家族法」第 35 条の親子関係の基本原則が、子世代に浸透しており、高齢者扶養が父母への「愛」「尊敬」「感謝」「孝行」を基盤としている。

2. 在宅療養生活をサポートする豊富な人的資源

対象者は、同居世帯員数・子ども数・孫の数・兄弟姉妹数が多く、子との高い同居率、別居子との近接居住、家族や親族との日常的で親密な交流など、家族・親族から世話、介護等のサポートを得るに当たって大変恵まれた条件を保有している。また、対象者は同居家族、別居子と配偶者、別居の孫と配偶者、兄弟姉妹、近隣の親戚など広い範囲の人々を「家族」と認識している。そして、ベトナム憲法は、すべての女性は家族関係において男性と法的に平等であり、子育て、子どもの養護、高齢者の扶養、家庭生活の維持管理等は、夫婦の責任において行われ、女性だけに負わされてはならないと定めている（桂，2004）。さらに、「婚姻家族法」でも性別、続柄、同居か別居か、父系か母系かに係わらず、高齢者を扶養することを義務づけている。本調査では、夫、同居・別居の息子、孫、孫の配偶者等の男性が、対象者の世話や介護、家事をしている事例が多数みられ、「孫の世話」をする者は、男性対象者が女性を上回っていた。このように法律のみならず生活実態としても家庭責任、扶養責任、

介護責任が特定の者に負わされていない状況は、対象者が保有している好条件を最大限に活かし、高齢者扶養のための豊富な人的資源の確保を可能にしている。

3. 飛躍的な経済成長による高齢者扶養への影響

ドイモイ政策による目覚ましい経済成長は、産業構造・就業構造の著しい変化をもたらした。『ベトナム世帯の生活水準調査』(2009)によると、農村部のカント市では都市部への人口移動による過疎化・高齢化が深刻化しており、高齢者は体調が悪いときに「介護者がいないため自分で対応する」が8割、「配偶者および子どもが介護してくれる」が2割と報告されている。これに対して、ハノイ市郊外の本対象者は、在宅療養生活を支える好条件に恵まれており、家族や親族から豊富なサポートを受けている。しかし、対象者51人の現役時代の職業と対象者の生存子184人の現在の職業を比較すると、公務員、国営企業の従業員、軍人が大幅に減少し、対象者たちが世話や介護の担当者として「当てにできない」と話している民間企業勤務者が増えている。現時点では、子どもや孫たちの中で時間的に自由度の高い仕事をしている者が、高齢者の世話や介護、病院の送迎や付添等のサポートを提供している。しかし、少子化、社会地理的移動の活発化、雇用労働者化の進展に伴って、現在対象者たちが享受しているような家族や親族からの豊富なサポートを得ることは都市部でも難しくなると予測される。

4. 地域社会とのつながり、地域活動のニーズ

本調査では、対象者の大多数が老人会の活動が不活発で定期的な活動が行われていないこと、病気になると参加できる地域での活動がほとんどないことを残念だと話している。また、「あなたの毎日の楽しみは何ですか」と複数回答で尋ねたところ、「近所の人や友人との交流」が50人と最も多く、「家族との団らん」の46人を上回った。虚弱になってからも社会活動に参加し、地域の人々とのつながり続けたいという対象者たちのニーズは、「高齢者法」第1章第3条の「高齢者の権利」であり、「生活の質」や幸福感を高めるために不可欠な要素といえる。

5. 急がれる公的サポートとインフラの整備

「婚姻家族法」や「高齢者法」では、家族の扶養責任、子や孫の扶養義務が繰り返し規定されており、ベトナム政府の家族や親族に寄せる過度な期待、国民の高齢者への尊敬や伝統的な老親扶養規範の弛緩、家族や親族の扶養機能・介護機能の低下への強い危機感が見え隠れしている。今後ベトナムでは急激な高齢化が進展し、2020年代後半には「人口オーナス期」^④を迎える。残された時間は少ないが、ハノイ市郊外での調査結果から対応が急務である点として、年金による所得保障や医療保険制度の整備、地域病院の医療水準の向上や医療連携体制の構築、公共交通機関・道路・病院・生活関連施設などのインフラ整備、高齢者の社会活動の充実、虚弱になった高齢者が参加できる社会活動の創設を指摘することができる。

注

- (1)ドイモイ (Doi Moi) は「刷新」を意味する。1986年のベトナム共産党大会で、社会主義路線の見直し、産業政策の見直し、市場経済の導入、国際協力への参加という基本方針が決定された。
- (2)生産年齢人口100人が扶養する従属人口(年少人口と老年人口)は、90年の77人から2010年の44人へ減少し生産年齢人口の負担が減少した。
- (3)ベトナムでは「高齢者法」の第1章「総則」第2条において、高齢者を60歳以上のベトナム社会主義共和国の公民と規定している。
- (4)少子高齢化が進み、従属人口の生産年齢人口に対する割合(従属人口比率)が高まる時期を「人口オーナス期」という。ベトナムでは2020年代後半には「人口ボーナス」が消滅し、人口が経済発展にとって重荷となる「人口オーナス期」を迎える。

引用文献

- 1) General Statistics office, “Result of the Viet Nam Household Living Standards Survey 1992-2009” (『ベトナム世帯の生活水準調査 1992-2009』) : 31, 表 3.1.
- 2) General Statistics office, “Tong dieu tra DS van ha o nam 2009” (『2009年人口・住宅総合調査』人口センサス) : 22, 表 9.
- 3) 笠原俊宏、関口晃治, 2007, 「家族法(2001年)の邦訳」(上)(中)(下), 『戸籍時報』No.616, No.617, No.620, 2007
- 4) 桂太郎, 2004a, 「ベトナムにおける家族の特徴と福祉」『奈良大学総合研究所報』(12) : 99-109.